

地方公務員法第58条の3の規定に基づき、下記のとおり、毎年4月1日付けの等級等ごとの職員数を公表します。

※参考 地方公務員法抜粋
(等級等ごとの職員数の公表)
第58条の3 任命権者は、第25条第4項に規定する等級及び職員の職の属する職制上の段階ごとに、
職員の数、毎年、地方公共団体の長に報告しなければならない。
2 地方公共団体の長は、毎年、前項の規定による報告を取りまとめ、公表しなければならない。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和7年4月1日現在）

行政職給料表（一）

級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事の職務	55人	12.7%	主事補 主事 保健師 栄養士	20人 31人 4人	208人	48.0%	係員級
2級	主任の職務	67人	15.5%	主任 保健師 栄養士 教諭	62人 5人			
3級	主査の職務	86人	19.9%	主査 主任保健師 主任教諭	76人 10人			
4級	副主幹の職務	95人	21.9%	副主幹 教育指導主事	94人 1人	95人	21.9%	係長級
5級	課長補佐、主幹の職務	78人	18.0%	主幹 総括主幹 課長補佐 所長補佐 出張所長代理 行政専門員 消防専門員	26人 2人 50人	96人	22.2%	課長補佐級
6級	参事、総括課長補佐の職務	18人	4.2%	参事兼室長 参事兼指導主事 参事 課長心得 学校給食センター所長 総括課長補佐 出張所長心得	3人 1人 4人 2人 1人 6人 1人			
7級	課長の職務	34人	7.9%	課長 局長兼課長 福祉事務所長兼課長 教育次長兼課長 消防長 署長 事務局長 会計管理者	23人 3人 1人 1人 1人 1人 3人 1人	34人	7.9%	課長級

433人 100.0% 433人 433人 100.0%
※教育指導主事（1名）、再任用（25名）を含む